ていねの相談室パレード契約書

①契約内容

②個人情報同意書

③重要事項説明書

株式会社パレード

〒006-004　札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目 2-4　304 号室

電話：　　ＦＡＸ011-676-3558

ていねの相談室パレード

指定計画相談支援（又は障害児相談支援）利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）とにし社会福祉士事務所（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援サービス（及び障がい児相談支援サービス）を適切に提供する事を定めます。

第２条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から障害福祉サービス受給者証に記載されている決定有効期間までとします。ただし、再申請において決定有効期間が更新された場合は、自動的に契約を更新します。

第３条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成）

1 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障がい児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等が提供される体制を勘案し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項を記載したサービス等利用計画案を障害者総合支援法（以下、「法」という。）第五条二十項に規定する厚生労働省令の定めに基づき作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定が行われた後、指定障害福祉サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行う。担当者から専門的な見地から意見等を求め、これを基に相談支援専門員はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

第 4 条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後の便宜の供与）

事業者は、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後において、次の各号に定める指定継続サービス支援を提供するものとします。

1　相談支援専門員はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後、計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

2　相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し利用者等に面接するほか、その結果を記録します。また、必要に応じてモニタリングに関しては ICT 等を活用する場合があります。

第 5 条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更）

利用者がサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を変更します。

第 6 条（障害者支援施設等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第 7 条（利用者負担額及び実費負担額）

1 事業者の提供する指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。

2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

3 前項の実費負担額は、1 カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月 10 日までに支払います。

第 8 条（事業者の基本的義務）

1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に相談サービスを行います。

第 9 条（事業者の具体的義務）

1（安全配慮義務）事業者は、相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務）事業者及び相談支援専門員は、本契約による相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4（記録保存整備義務）事業者は、相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から 5 年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第 10 条（事故と損害賠償）

1 事業者は、相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第 11 条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

1 利用者が死亡した場合

2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

3 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

4 第 12 条から第 14 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

5 第 2 条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第 12 条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第 13 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

1 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

2 事業者もしくは相談支援専門員が第 9 条 1 項から 4 項に定める義務に違反した場合

3 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 14 条（事業者からの契約解除）

事業所は、利用者又はその家族等が以下の事項に該当する場合には、文書による 30 日間の予告期間をもって本契約を解除することができます。

1 指定計画相談支援サービスの実施に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ

たとき

2 利用者等が、故意または重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき

3 利用者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって、健全な信頼関係を築くことができないと判断したとき

第 15 条（苦情解決）

1 利用者は、本契約に基づく相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第 16 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

＜利　用　者＞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜親権者・後見人＞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　（続柄）＿＿＿＿＿＿

利用者は身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

＜代筆者＞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、第１３条第２項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

本人及び家族代表　住 所

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との続柄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈事　業　者〉

所 在 地　　〒006-0004　　札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２−４　304号

名　　称　　ていねの相談室パレード

代表者　　沼沢　耕平

担当者　＿＿＿＿＿＿＿＿